

通達甲（副監．総．企．管）第1号
平成15年2月3日
存続期間

部長、参事官
各所 属 長

副 総 監

警視庁複数警部補制運用要綱の全部改正について

このたび、別添1のとおり、警視庁複数警部補制運用要綱の全部を改正し、平成15年3月24日から実施することとしたから、運用上誤りのないようにされたい。

命によって通達する。

おって、警視庁複数警部補制運用要綱の制定について（平成10年6月25日通達甲（副監．総．企．管）第12号）は廃止し、次の通達の一部を別添2のとおり改正した。

- 1 警視庁警察署地域警察運営規程の運用について（平成13年12月26日通達甲（地．総．企）第8号）
- 2 警視庁通信指令業務運営規程の運用について（平成10年12月25日通達甲（地．通．計2）第7号）

記

第1 改正の趣旨

職務執行の中核たる警部補の活性化に伴う第一線警察の体制強化等を主眼として、警部補を任用上の職級に基づき二分化し、それぞれの職務及び相互の関係について明確に定め、もって適正かつ効果的な組織運営を図ろうとするものである。

第2 改正の要点

- 1 警察署長に対し、係に複数の警部補を配置する場合は、1人を統括係長又は上席係長に、他を担当係長に命ずることを義務付けた。
- 2 統括・上席係長記章の交付及び着装について定めた。
- 3 統括係長及び上席係長たる警部補と担当係長たる警部補相互の関係について定めた。
- 4 本部捜査主管課及び機動隊等における命免等について定めた。

別添 1

警視庁複数警部補制運用要綱

第1 目的

この要綱は、複数警部補制を採る場合における警部補相互の関係等について必要な事項を定め、もって係等の業務の円滑な遂行を図ることを目的とする。

第2 用語の意義

- 1 複数警部補制とは、警察署、本部捜査主管課及び機動隊等において、係等に複数の警部補を配置することをいう。
- 2 本部捜査主管課とは、交通部、公安部、刑事部及び生活安全部の捜査を主管する課をいう。
- 3 機動隊等とは、交通機動隊、高速道路交通警察隊、機動隊、航空隊、自動車警ら隊、鉄道警察隊、サイバー攻撃対策センター、公安機動捜査隊、機動捜査隊及び生活安全特別捜査隊をいう。
- 4 係等とは、係、小隊、組等をいう。
- 5 係長職警部補とは、警視庁職員任用規程（昭和61年3月27日訓令甲第3号）第21条に規定する係長職昇任選考に合格し、任用されている警部補をいう。

第3 統括係長等の命免

- 1 警察署長は、複数警部補制を採る場合は、原則として係長職警部補 1 人を統括係長に、他を担当事務を明らかにした係長（警視庁警察署地域警察運営規程（昭和 4 4 年 1 0 月 1 5 日訓令甲第 2 8 号）第 1 4 条の 2 に規定する警部補たる交番所長を含む。以下「担当係長」という。）に命じなければならない。
- 2 警察署長は、複数警部補制を採る場合で、係に係長職警部補の配置がない等、係長職警部補を統括係長に命ずることができないときは、実務能力、勤務年数、勤務成績等を勘案して、係長職警部補以外の警部補のうち 1 人を上席係長に命じなければならない。
- 3 警察署長は、複数警部補制を採らない場合であっても、原則として係長職警部補を統括係長として命ずるものとする。

第 4 命免方法等

- 1 統括係長、上席係長及び担当係長の命免は、警視庁警察署処務規程（昭和 4 7 年 4 月 1 日訓令甲第 6 号）第 2 4 条の規定により行うものとする。
- 2 前 1 により統括係長又は上席係長を命じた場合は、別表の統括・上席係長記章を交付するものとする。ただし、統括係長又は上席係長が、警視庁警察職員勤務規程（平成 1 2 年 3 月 2 4 日訓令甲第 1 6 号）第 4 1 条の規定により、私服をもって勤務に服する者である場合は、統括・上席係長記章を交付しないこと。
- 3 警察署長は、特別な理由がない限り、統括係長に命ぜられた係長職警部補を担当係長に命じてはならない。
- 4 警察署長は、統括係長又は上席係長が不在又は事故あるときは、必要に応じて、新たに統括係長又は上席係長を命ずることができるものとする。

第 5 統括・上席係長記章の着装

統括・上席係長記章の着装は、次によるものとする。

- 1 統括・上席係長記章の交付を受けた統括係長及び上席係長は、制服、活動服、交通乗車服又は制服用ワイシャツ（以下「制服等」という。）を着用する場合は、常に統括・上席係長記章を着装すること。
- 2 着装の位置は、原則として、制服等の右胸ポケット上部とし、当該ポケット上端中央部から 5 ミリメートル上方のところに、統括・上席係長記章の下端中央部が位置するように付けること。

第 6 統括係長、上席係長及び担当係長の責務

- 1 統括係長及び上席係長
統括係長及び上席係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、担当の部下職員を指揮監督する。
- 2 担当係長
担当係長は、上司の命を受け、係の事務のうち担当事務を掌理し、担当の部下職員を指揮監督する。

第 7 統括係長及び上席係長と担当係長相互の関係

- 1 統括係長及び上席係長は、上司の指揮監督の下、係の業務運営に関して、同一係の担当係長を指揮命令する。
- 2 前 1 の指揮命令の範囲は、係の業務運営の全般にわたるものとする。
- 3 担当係長は、統括係長及び上席係長の指揮命令に従い、係の業務運営の円滑化に努めなければならない。

第 8 指揮命令に係る報告

- 1 統括係長及び上席係長は、担当係長に対する指揮命令を行った場合は、その旨を担当の上司に報告しなければならない。
- 2 担当係長は、統括係長又は上席係長から指揮命令を受けたことについては、統括係長又は上席係長に必要な報告をしなければならない。

第 9 本部捜査主管課及び機動隊等における命免等

- 1 本部捜査主管課及び機動隊等の長は、複数警部補制を採る場合は、原則として係長職警部補の中から統括主任等（統括主任、統括小隊長、統括組長等をいう。以下同じ。）を命ずることができる。ただし、係等に係長職警部補の配置がない等、係長職警部補

を統括主任等に命ずることができない場合は、必要に応じて、実務能力、勤務年数、勤務成績等を勘案して、係長職警部補以外の警部補の中から上席主任等（上席主任、上席小隊長、上席組長等をいう。以下同じ。）を命ずることができる。

- 2 統括主任等及び上席主任等の命免及び運用については、前記第4、第5、第7及び第8の規定を準用する。ただし、本部捜査主管課については、前記第7の2を除く。

別表



統括・上席係長記章の形状及び制式

- 1 地金は丹銅とし、直径23ミリの円形とする。
- 2 留め金は、ピンホール式とする。
- 3 地色及び「」は銀色とし、「桜花」及び「桜葉」の図柄は金色とする。

別表2 〔略〕